

平成 19 年 5 月 7 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号  
ジョイント・リート投資法人  
代表者名 執行役員 三 駄 寛 之  
(コード番号：8973)

投資信託委託業者名  
東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号  
株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ  
代表者名 代表取締役 皆 川 丈 人  
問合せ先 IR・財務部長 沢 田 直 也  
TEL. 03-5759-8848 (代表)

### 投資信託委託業者における運用ガイドラインの変更に関するお知らせ

ジョイント・リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ(以下「資産運用会社」といいます。)は、平成 19 年 5 月 7 日開催の取締役会において、社内規程である運用ガイドラインを下記のとおり変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 運用ガイドラインの変更内容

資産運用会社の運用ガイドライン第 2 条に記載されている、資産運用会社が運用を行う投資対象資産を、平成 19 年 5 月 7 日付で、別紙新旧対照表に記載のとおり変更するものです。

##### 2. 変更の理由

平成 19 年 1 月 30 日付「投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可取得に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、資産運用会社の業務の方法の変更につき、同日付で金融庁より認可を取得いたしましたので、業務方法書の変更にあわせて運用ガイドラインの変更を行うものです。

以 上

- \* 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- \* 本投資法人のホームページ : <http://www.joint-reit.co.jp>

新旧比較表

(新)	(旧)
<p>第2条 当社で取り扱う投資対象資産は、以下のとおりとする。</p> <p>1. 不動産等            当社は、主としていかに掲げる特定資産に投資を行うものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)            (2) (現行どおり)            (3) 裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの(以下併せて「不動産対応証券」と総称する。)</p> <p>( ) <u>優先出資証券(資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」という。)に定めるものをいう。)</u>            ( ) <u>受益証券(投信法に定めるものをいう。)</u>            ( ) <u>投資証券(投信法に定めるものをいう。)</u>            ( ) <u>特定目的信託の受益証券(資産流動化法に定めるもの(上記b.( )、( )又は( )に掲げる資産に該当するものを除く。)をいう。)</u></p> <p>2. その他            当社は、前項に掲げる特定資産の他、以下の資産により運用する。</p> <p>(1)次に掲げる運用資産</p> <p>( ) (現行どおり)            ( ) (現行どおり)            ( ) <u>有価証券(投信法に定めるものをいう。)</u>            ( ) <u>譲渡性預金</u></p> <p>( ) <u>金銭債権(投信法施行令に定めるものをいう。)</u>            ( ) <u>信託財産を主として本号( )乃至( )に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものは除く)</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)            (削除)            (削除)            (削除)</p>	<p>第2条 当社で取り扱う投資対象資産は、以下のとおりとする。</p> <p>1. 不動産等            当社は、主としていかに掲げる特定資産に投資を行うものとする。</p> <p>(1) (条文省略)            (2) (条文省略)            (3) 裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの(以下併せて「不動産対応証券」と総称する。)</p> <p>( ) <u>優先出資証券(資産流動化法第2条第9項に定める優先出資証券をいう。)</u>            ( ) <u>受益証券(投信法第2条第12項に定める受益証券をいう。)</u>            ( ) <u>投資証券(投信法第2条第22項に定める投資証券をいう。)</u>            ( ) <u>特定目的信託の受益証券(資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券(上記b.( )、( )又は( )に掲げる資産に該当するものを除く。)</u></p> <p>2. その他            当社は、前項に掲げる特定資産の他、以下の資産により運用する。</p> <p>(1)次に掲げる運用資産</p> <p>( ) (条文省略)            ( ) (条文省略)            ( ) <u>地方債証券(証券取引法第2条第1項第2号で定めるものをいう。)</u>            ( ) <u>特別の法律により法人の発行する債券(証券取引法第2条第1項第3号で定めるものをいう。)</u>            ( ) <u>株券</u>            ( ) <u>譲渡性預金</u></p> <p>( ) <u>コマーシャル・ペーパー(証券取引法第2条第1項第8号に定めるものをいう。)</u>            ( ) <u>資産流動化法に規定する特定社債券(資産流動化法第2条第9項に定める特定社債券をいう。)</u>            ( ) <u>金銭債権(投信法施行令第3条第11号に定めるものをいう。)</u>            ( ) <u>信託財産を主として本(1)。(i)乃至( )に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</u></p>

(新)	(旧)
<p>(2)金融デリバティブ取引に関する権利(投信法施行令に定めるものをいう。)</p> <p>(3)本項(1)乃至(2)に定める特定資産のほか、次に掲げる資産を運用することがある。但し、第3条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 商標法に基づく商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)</p> <p><input type="checkbox"/> 温泉法において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</p> <p><input type="checkbox"/> 民法上の動産</p> <p><input type="checkbox"/> 民法上の組合の出資持分(但し、不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理を目的としたものに限る。)</p> <p><input type="checkbox"/> 民法上の地役権</p> <p><input type="checkbox"/> 信託財産として上記( )乃至( )を信託する信託の受益権</p>	<p>(2)金融デリバティブ取引に関する権利(投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。)</p> <p>(3)商標法(昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。)に基づく商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)、温泉法(昭和23年法律第125号、その後の改正を含みます。)において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備その他東京証券取引所が定める「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」において定める「不動産関連資産」</p>